

令和7年度

学生募集要項

医学部 / 学校推薦型選抜

公立大学法人

福島県立医科大学

福島県立医科大学の理念

福島県立医科大学は、県民の保健・医療・福祉に貢献する医療人の教育および育成を目的に設立された大学である。同時に、研究機関として、不断の研究成果を広く世界に問いかけるといふ重要な使命を担っている。

もとより医療は、すべての医療人が共に手を携えて、すべてのひとのいのちと健康の問題に真摯に向き合い、その未来を拓く営為である。その基盤とすべきところは、個人の尊厳に対する深い配慮と、高い倫理性である。

福島県立医科大学は、以下に掲げることが本学の理念として、教育、研究および医療を幅広く推進していくものとする。

- 1 ひとのいのちを尊び倫理性豊かな医療人を教育・育成する。
- 2 最新かつ高度な医学、看護学および保健科学を研究・創造する。
- 3 県民の基幹施設として、全人的・統合的な医療を提供する。

福島県立医科大学のアドミッションポリシー

本学は、次のような資質を持つ学生を求めます。

- 高い倫理観と豊かな人間性を持ち、命を尊ぶ心を備えた人
- 十分な基礎学力を有し、医療に関する高度な専門的知識・技術の修得を目指す人
- コミュニケーション能力にすぐれ、協調性を持つ人
- 地域の発展や東日本大震災からの福島県の復興に貢献する熱意を持つ人
- 科学的探究心と創造性を備え、医療の分野で、世界に飛躍しようとする志を持つ人

福島県立医科大学医学部の使命（ミッション）

高い倫理観と生涯にわたる探究心を持つ医師を養成し、世界に知を発信する

福島県立医科大学医学部アドミッションポリシー

福島県立医科大学医学部は、心を感じ、知を持ち、技を活かし、和を育み、地域を創造する医師を養成します。

●求める学生像

この理念・目標を実現するために、次のような人を求めます。

1. いのちを尊ぶ心を備えた人
2. 高い倫理観と豊かな人間性を備えた人
3. 広い視野と適切な判断力を備えた人
4. 科学的探究心と創造性を備えた人
5. 地域の発展や東日本大震災からの福島県の復興に貢献する熱意を備えた人

●入学までに身に付けておくべき教科・科目等

入学後の修学のために、高等学校までの各教科において以下の科目を修得していることが望まれます。

国語：『国語』

地理歴史・公民：『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『公共、倫理』、『公共、政治・経済』のうちから1科目
または、『旧世界史B』、『旧日本史B』、『旧地理B』、『旧倫理、旧政治・経済』のうちから1科目

数学：『数学Ⅰ、数学A』及び『数学Ⅱ、数学B、数学C』

または、『旧数学Ⅰ・旧数学A』に加えて『旧数学Ⅱ・旧数学B』、『旧簿記・会計』、『旧情報関係基礎』のうちから1科目

理科：『物理』、『化学』、『生物』のうちから2科目

外国語：『英語』

情報：『情報Ⅰ』または『旧情報』

●入学者選抜の基本方針

1. 一般選抜（前期日程試験）

医師を目指す者として高い学力を有し、人格的に優れた者で、特に論理的思考力と探究心を備えた学生を求めています。

大学入学共通テストに加え、個別学力検査（数学、理科、外国語）、及び面接の結果、並びに出願書類を総合して選抜します。

なお募集枠の中に、将来福島県内の医療を担うという強い意志と情熱を持つ学生を求めるために地域枠を設けます。地域枠を受験する学生は入学後、「福島県緊急医師確保修学資金」の貸与を受け、本学卒業後に県内の公的医療機関等に勤務することが条件です。

2. 学校推薦型選抜

学業・スポーツ・文化活動等において、特に優れた成績または実績を有し、人格的に優れた者で、他の模範となり、将来福島県内の医療を担うという強い意欲と情熱を持つ者を求めています。

総合問題、大学入学共通テスト、及び面接試験の結果、並びに高等学校長の推薦書、調査書等の出願書類を総合的に評価して選抜します。選抜の対象となるのは、高等学校長が責任をもって推薦できる者で、大学入学共通テストの成績が各教科の配点合計の概ね80%以上の者です。

なお学校推薦型選抜の募集枠にA枠とB枠を設けます。A枠は福島県内の高等学校を卒業見込みの者または前年度の卒業生を対象とし、本学卒業後に本学附属病院または本学が指定する福島県内の医療機関等で3年以上、医学・医療に従事する（※）ことが条件です。B枠は福島県外の高等学校を卒業見込みの者または前年度の卒業生を対象とし、「福島県緊急医師確保学資金」の貸与を受け、本学卒業後に県内の公的医療機関等に勤務することが条件です。

※ 「3年以上、医学・医療に従事する」とは、2年間の臨床研修を含め、連続して3年以上、医学・医療に従事することをいう。なお、「臨床研修」とは、卒後臨床研修（初期研修）のことをいう。

3. 総合型選抜

医学を志す者として高い学力を有し、人格的に優れており、特に能動的で、リーダーの素養を有する学生を求めています。

総合問題、自己推薦書、調査書、特別活動に関する報告書等の出願書類、及び面接（MMI（※））を総合して選抜します。

※ MMI（Multiple Mini Interview）とは、1回の面接ではなく、受験者が評価項目別の面接室を移動しながら、各々独立した短時間の面接を複数回行って多面的に評価する面接手法。

4. 海外教育プログラム選抜

入学者の多様性を確保し、自立して世界的に活躍できる人材を育成するため、海外教育プログラム選抜を行います。

医師を目指す者として高い学力を有し、能動的で、国際的なコミュニケーション能力と優れた協調性を有する学生を求めています。総合問題、自己推薦書・特別活動に関する報告書等の出願書類、及び面接を総合的に評価して選抜します。大学入学共通テストは課しません。

5. 私費外国人留学生選抜

日本国籍を有しない者で、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」を受験し、かつ出入国管理及び難民認定法において大学生生活に支障のない在留資格を有し、大学の定める諸要件に該当するものに対して、私費外国人留学生選抜を行います。

医師を目指す者として高い学力を有し、国際的なコミュニケーション能力と優れた協調性を有する学生を求めています。個別学力検査、面接、出願書類及び日本留学試験の結果を総合的に評価して選抜します。大学入学共通テストは課しません。

●医学部のアドミッション・ポリシーチェックリスト

各選抜においては、以下のチェックリストの比重に合わせて評価します（◎は○より大きい比重を表す）。

選抜区分		知識・技能	思考力・判断力・表現力	主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	科学的探究心	倫理観	地域貢献	能動性・リーダーシップ
一般選抜	大学入学共通テスト	◎	○					
	個別学力検査	○	◎					
	面接		○	◎	◎	◎	○	○
	調査書	面接の参考資料として利用						
学校推薦型選抜	大学入学共通テスト	◎	○					
	総合問題	○	◎					
	面接		○	◎	◎	◎	◎	○
	調査書・推薦書・志願理由書	面接の参考資料として利用						
総合型選抜	総合問題	○	◎					
	自己推薦書			○	○			◎
	活動報告書	○		○	○			◎
	面接(MMI)	○	◎	◎	◎	◎	○	◎
	調査書	参考資料として利用						
海外教育プログラム選抜	総合問題	○	◎					
	面接		○	◎	◎	◎	○	○
	自己推薦書・活動報告書	総合判定に利用						
私費外国人留学生選抜	個別学力検査	○	◎					
	面接		○	◎	◎	◎	○	○
	日本留学試験	◎	○					

目 次

福島県立医科大学の理念、アドミッションポリシー

福島県立医科大学医学部の使命（ミッション）

福島県立医科大学医学部アドミッションポリシー

医学部学校推薦型選抜学生募集要項

1 趣 旨	1
2 募集人員、出願資格等	1
3 出 願 手 続	2
4 健康上、配慮を必要とする入学志願者の事前協議	5
5 健康診断書の提出等	6
6 入学者選抜方法	6
7 試験時間等	7
8 受験上の注意事項	8
9 不正行為	9
10 合格者発表	10
11 入学手続	10
12 入学辞退	11
13 一般選抜への出願	12
14 福島県緊急医師確保修学資金	12
15 入学試験結果の提供	13
16 個人情報の取扱いについて	13
17 そ の 他	14
知事が指定する県内の臨床研修病院一覧	15
県内の公的医療機関等一覧	15

【大学案内図（試験場案内図）】

医学部学校推薦型選抜学生募集要項

1 趣 旨

福島県立医科大学医学部では、選抜方法の多様化を図り、学力に加えてその他の能力・適性をより重視した選抜を行うことを目的として、一般選抜に加えて、学校推薦型選抜を実施します。

具体的には、下記2の募集区分を設け、福島県内外の高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ）から人間性豊かで創造性に富み、将来医学の分野で福島県の地域社会に貢献する意欲のある者を高等学校長から推薦していただき、大学入学共通テスト、本学で実施する総合問題、面接試験の結果及び調査書等の出願書類によって選抜します。

2 募集人員、出願資格等

募集区分	募集人員 (注1)	出願資格等 (注2)	推薦人数
A 枠	【県内現役】 25名程度	① 福島県内の高等学校を令和7年3月に卒業見込みの者 ② 学業・スポーツ・文化活動等において、特に優れた成績または実績を有し、人格的に優れた者で、他の模範となり、本学卒業後に本学附属病院または本学が指定する福島県内の医療機関等で3年以上、医学・医療に従事する(注5)ことを誓約できる者	1校につき 11名以内
	【県内既卒】 10名程度	① 福島県内の高等学校を令和6年3月に卒業した者 ② 学業・スポーツ・文化活動等において、特に優れた成績または実績を有し、人格的に優れた者で、他の模範となり、本学卒業後に本学附属病院または本学が指定する福島県内の医療機関等で3年以上、医学・医療に従事する(注5)ことを誓約できる者	1校につき 5名以内
B 枠	【県 外】 20名以内	① 福島県外の高等学校を令和7年3月に卒業見込みの者または令和6年3月に卒業した者 ② 学業・スポーツ・文化活動等において、特に優れた成績または実績を有し、人格的に優れた者で、他の模範となり、将来福島県内の医療を担うという強い意欲と情熱を持つ者 ③ 「福島県緊急医師確保修学資金」(注6)の貸与を受け、及び本学卒業後に福島県内の公的医療機関等に勤務する(注7)ことを誓約できる者	1校につき 3名以内

(注1) 募集人員は学校推薦型選抜全体で55名以内とします。

なお、B枠の募集人員分は地域の医師確保の観点からの臨時増員であり、増員の期限は令和7年度までとなります。

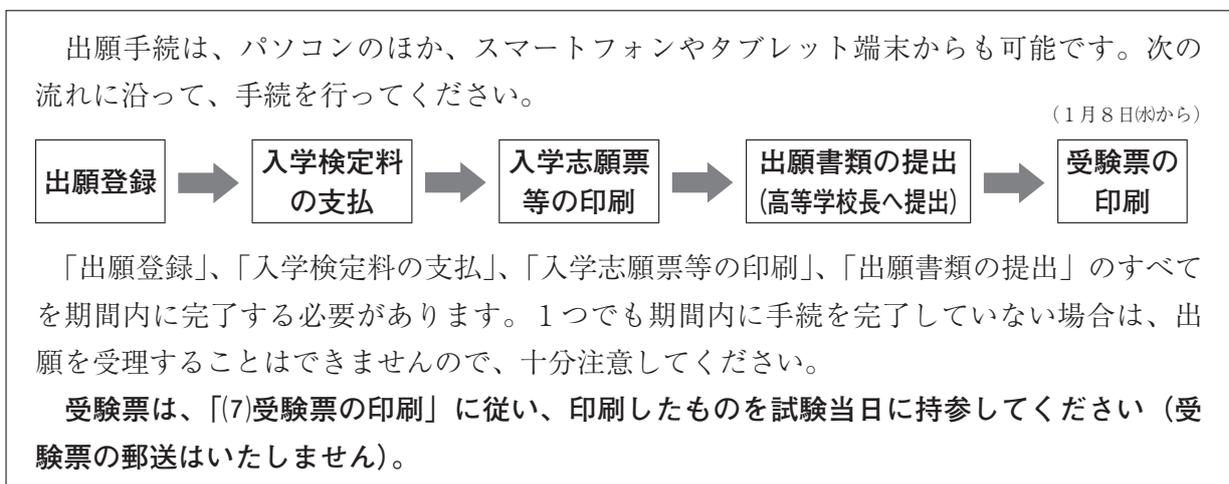
- (注2) いずれの募集区分も、上記に加えて下記 a)、b) を共通の出願資格とします。
- a) 高等学校長が責任をもって推薦できる者であり、かつ、令和7年度大学入学共通テストで本学が指定する教科・科目を受験する者（本学指定の教科・科目を受験しなかった場合は、選考の対象外とします）
- b) 合格した場合、入学を確約できる者
- (注3) 他の国公立大学・学部の学校推薦型選抜及び総合型選抜との併願は認められません。ただし、本学医学部の総合型選抜との併願は可能です。
- (注4) 本学医学部の総合型選抜と併願している受験者については、総合型選抜での選抜を優先し、総合型選抜で不合格となった受験者のみ、学校推薦型選抜での選抜の対象とします。
- (注5) 「3年以上、医学・医療に従事する」とは、2年間の臨床研修を含め、連続して3年以上、医学・医療に従事することをいいます。なお、「臨床研修」とは、卒後臨床研修（初期研修）のことをいいます。
- (注6) 「福島県緊急医師確保修学資金」
福島県立医科大学医学部に在学する者であって、将来福島県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、医師の確保を図るものです（12ページ参照）。
- (注7) 「本学卒業後に福島県内の公的医療機関等に勤務する」とは、「福島県緊急医師確保修学資金」の貸与を6年間受け、当該修学資金の従事要件に従い福島県内に9年間勤務することを指します。**推薦B枠入学者は在学中並びに卒業後、途中で修学資金を返還することは認められません。**

3 出願手続

本学ホームページからインターネット出願サイトにアクセスし、出願登録を行ってください。

なお、インターネットから出願登録を行っただけでは出願手続完了とはなりません。インターネット出願登録後、出願書類を郵送または持参により下記(1)の出願期間内に提出する必要があります。

インターネット出願登録と出願書類の提出の両方を出願期間内に終わることが必要ですので、注意してください。



(1) 出願期間

令和6年12月13日(金) から 令和6年12月19日(木)まで【必着】

(注1) 出願書類を郵送する場合は、12月19日(木)までに必ず到着するよう、郵送期間を十分考慮の上、発送してください(期限を過ぎたものは受理しません)。

(注2) 出願書類を直接持参する場合の受付時間は、期間内の土曜日、日曜日を除く平日の午前9時から午後5時までです。

出願登録期間	令和6年12月11日(水) 午前10時から 令和6年12月19日(木) 午後5時まで
入学検定料支払期限	出願登録した翌日の午後11時59分 (ただし、令和6年12月18日(水)及び19日(木)に出願登録した場合は、 令和6年12月19日(木)午後5時まで)
出願書類提出期間	令和6年12月13日(金) から 令和6年12月19日(木)【必着】

(2) 出願登録

出願方法に関する手順等については、「令和7年度入試インターネット出願ガイド」(本学ホームページに掲載)を参照してください。

入学検定料の支払完了後は、住所、氏名、電話番号以外の出願事項の変更は認めませんので、出願事項の入力・確認画面では、入力した内容に誤りがないか、必ず確認してください。

【写真画像について】

出願登録時に画像データをアップロードします。

画像データは、出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、無帽、無背景、正面向きのものとしてください。

(3) 入学検定料

17,000円(入学検定料のほかに手数料が必要です)

出願登録時に選択した支払方法により入学検定料の支払手続を行ってください。

(注1) 出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対しては、入学検定料から4,000円及び諸経費を除いた金額を返還します。

(注2) 前記(注1)の場合以外は、受領した検定料の返還は行いません。

(4) 出願書類

	出願書類	摘 要
A	推薦書	本学所定の用紙を本学ホームページからダウンロードの上、高等学校長が作成し、厳封してください。 ※A4サイズで片面印刷してください。
B	調査書	文部科学省指定の様式により高等学校長が作成し、厳封してください。 ※A4サイズで両面印刷してください。複数枚になる場合は、ホチキス等で綴じずに厳封の上、提出してください。

	出願書類	摘 要
Ⓒ	志願理由書	<p>本学所定の用紙を本学ホームページからダウンロードし、<u>志願者が自筆で記入してください。</u></p> <p>※A4サイズで<u>片面印刷</u>してください。</p>
Ⓓ	誓約書	<p>本学所定の用紙を本学ホームページからダウンロードし、<u>志願者及び保証人が自筆で記入してください。</u></p> <p>※A4サイズで印刷してください。</p>
Ⓔ	同意書 (福島県提出用) ※B枠志願者のみ	<p>福島県所定の様式を本学ホームページからダウンロードし、<u>志願者及び保証人が自筆で記入してください。</u></p> <p>※A4サイズで印刷してください。</p>
Ⓕ	受験許可書 ※該当者のみ	<p>現在、大学に在学している者は、在学中の大学が発行する他大学受験許可書を提出してください。</p> <p>なお、許可書が発行されない場合には、誓約書（日付及び本学に入学する際には、入学手続日までに在学中の大学を退学する旨を記載し、署名捺印したもの。様式任意）を提出してください。</p>
<p>以下の書類については、入学検定料支払い後、インターネット出願サイト内の『出願内容一覧』からダウンロードし、印刷してください。</p> <p>※書類は全てA4サイズで片面カラー印刷してください。</p> <p>※出願書類の印刷等については、「令和7年度入試インターネット出願ガイド」を確認してください。</p>		
Ⓖ	入学志願票	印刷した「入学志願票」を提出してください。
Ⓖ	写真票	<p>印刷した「写真票」の所定欄に、大学入学共通テストの際に大学入試センターより交付された「推薦 令和7共通テスト成績請求票」を貼り付けてください。</p> <p>※成績請求票は間違えないようにしてください。</p>
Ⓖ	出願用宛名シート	<p>印刷した「出願用宛名シート」を点線に沿って切り取り、市販の封筒（角形2号）に貼り付けてください。</p> <p>※出願書類を提出する際に使用してください。</p>

(5) 出願書類の提出

上記(4)出願書類は、Ⓖ出願用宛名シートを貼った封筒に一括して入れて、高等学校長に提出してください。高等学校長は、入学志願者から提出された出願書類をとりまとめ、志願者一覧表（様式任意）を添付の上、出願期間内に到着するように郵送（書留速達郵便）または持参してください。

（提出先） 福島県立医科大学 教育研修支援課入試係（5号館2階）

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 電話 024-547-1093（直通）

(6) 出願上の注意事項

- ① 国公立大学（独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学を除く。以下同じ）の学校推薦型選抜（大学入学共通テストを課す場合、課さない場合にかかわらず）へ出願できるのは、1つの大学・学部に限られているので、出願の際は注意してください。
- ② 出願書類に記載すべき事項のもれ、その他不備のある場合は受付できません。
- ③ 入学検定料の支払完了後は、出願事項の変更は認めません。ただし、住所、氏名、電話番号に変更があった場合には、上記(5)の提出先までご連絡ください。
- ④ 出願書類に虚偽の記載があった場合または内容に相違あることが判明した場合は、入学後であっても入学を取り消すことがあります。
- ⑤ 受理した出願書類は、理由のいかんを問わず返還しません。

(7) 受験票の印刷

出願期間終了後、本学で書類の確認、受験番号の付番を行います。受験票は、令和7年1月8日(水)午前10時より、インターネット出願サイトの『出願内容一覧』からダウンロードが可能となりますので、**各自受験票をカラー印刷**し、記載内容を確認の上、試験当日に持参してください。指定日を過ぎても受験票がダウンロードできない場合は、以下の問い合わせ先まで連絡してください。

なお、受験票の取得方法等詳細については、「令和7年度入試インターネット出願ガイド」を確認してください。

問い合わせ先：福島県立医科大学 教育研修支援課入試係
電話 024-547-1093（直通）

4 健康上、配慮を必要とする入学志願者の事前協議

障がいや慢性疾患等を持つ入学志願者で、受験または修学上配慮を必要とする者は、あらかじめ本学に申し出て、必要な場合には協議してください。なお、障がいの程度により必ずしも希望する内容が配慮されるとは限りません。

① 協議の時期 **令和6年12月6日(金)必着**

② 協議の方法

ア 協議申請書（様式任意）に、健康診断書等必要書類を添付して提出してください。

イ 必要に応じ、本学において志願者またはその立場を代弁しうる出身学校関係者等との面談等を行います。

③ 連絡先

福島県立医科大学 教育研修支援課入試係（5号館2階）

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 電話 024-547-1093（直通）

(参考) これまでの配慮内容一覧

- 座席を前列に指定
- 試験室をトイレ近くに設定
- 別室受験
- 1階またはエレベーターが利用可能な試験室の設定
- 試験室までの付添者の同伴 等

5 健康診断書の提出等

医師法第4条の規定に該当するおそれがある場合には、健康診断書の提出を求められます。

6 入学者選抜方法

選抜は、総合問題、大学入学共通テスト及び面接の結果、並びに高等学校長の推薦書、調査書等の出願書類を総合的に評価して行います。

したがって、大学入学共通テスト、総合問題及び面接の合計得点が合格者最低得点を上回っていても、不合格になる場合があります。

(1) 令和7年度大学入学共通テストに課す教科及び科目

学部・学科	教科	科目
医学部 医学科	国語	『国語』（必須）
	地理歴史 公民	『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『公共、倫理』、『公共、政治・経済』のうちから1科目選択
	数学	『数学Ⅰ、数学A』（必須）
		『数学Ⅱ、数学B、数学C』（必須）
	理科	『物理』、『化学』、『生物』のうちから2科目選択
	外国語	『英語』（必須） ※リスニングの成績も利用します。
情報	『情報Ⅰ』（必須）	

(注1) 地理歴史及び公民について、2科目を受験した場合、第1解答科目を採用します。

(注2) 『英語』リスニングについて、大学入試センターの受験上の配慮事項により受験が免除された場合は、リーディングの成績のみを利用します。

(注3) 「数学A」については、図形の性質、場合の数と確率の2項目全てを解答してください。

(注4) 数学の科目において、『数学Ⅱ、数学B、数学C』の出題範囲のうち、「数学B」及び「数学C」は、「数学B」の2項目の内容（数列、統計的な推測）及び「数学C」の2項目の内容（ベクトル、平面上の曲線と複素数平面）のうち3項目の内容の問題を選択解答してください。

(注5) 旧教育課程履修者に対する経過措置として新教育課程による出題科目・科目選択の方法に加え、旧教育課程から出題される科目を選択することができます。なお、新教育課程履修者は、旧教育課程から出題される科目を選択解答することはできません。

○旧教育課程履修者が選択できる経過措置科目

教科	グループ	科目
地理歴史 公民		『旧世界史B』、『旧日本史B』、『旧地理B』、『旧倫理、旧政治・経済』のうちから1科目選択
数学	①	『旧数学Ⅰ・旧数学A』
	②	『旧数学Ⅱ・旧数学B』、『旧簿記・会計』、『旧情報関係基礎』のうちから1科目選択
情報		『旧情報』

(2) 配 点

大学入学共通テスト						総合問題	面接	計
国語	地理歴史 公民	数 学	理 科	外国語	情 報			
100点	50点	100点	100点	100点	50点	300点	60点	860点

(注1) 外国語の配点は、リーディング（100点満点）を（60点満点）、リスニング（100点満点）を（40点満点）に圧縮し100点満点とします。

(注2) 大学入試センターの受験上の配慮事項により『英語』のリスニングが免除された場合は、『英語』のリーディングの点数をそのまま利用します。

(注3) 推薦書、調査書、志願理由書は面接の参考資料とし、点数化はしません。

(注4) 面接（配点60点）の結果は、総合判定に用います。

(注5) 大学入学共通テストの成績が、各教科の配点合計の概ね80%以上の者を選抜の対象とします。

(注6) 総合問題は、主として自然科学についての基礎学力、及び論理的な思考力を問う記述式問題で、英文による出題を含みます。

7 試験時間等

(1) 試験実施期日・試験時間割

期 日	教 科 等	時 間
令和7年2月1日(土)	受付開始時刻	8:00
	受験者着席時刻	9:10
	総合問題	9:30~12:00
	面接	13:30~18:00頃

(2) 試験場

福島県福島市光が丘1番地 福島県立医科大学医学部 6号館

(3) 試験当日の留意事項

- ① 試験場へは公共交通機関をご利用ください（受験者用の駐車場は設けておりません）。
- ② 試験開始時刻に遅刻した場合は、試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り、受験を認めます。
- ③ 本学受験票及び大学入学共通テスト受験票を必ず持参し、試験場に入場する際、係員に提示してください。
- ④ 筆記用具及び昼食を持参してください（売店・食堂は当日閉店しています）。
- ⑤ 試験場入口に掲示してある注意・連絡事項等を確認してください。
- ⑥ 上履きは必要ありません。

8 受験上の注意事項

- (1) 試験中は監督者の指示に従ってください。
- (2) 試験時間中の退室は認めません。体調不良、トイレ等により、やむを得ず退室を希望する場合は、挙手をして監督者の指示に従ってください。
- (3) 試験時間中に使用できるもの
試験時間中に使用できるもの（机の上に置けるもの）は以下のとおりです。

使用できるもの	留 意 事 項
本学受験票 大学入学共通テスト受験票	机の受験番号札の下に置いてください。
黒鉛筆（鉛筆キャップ可） シャープペンシル（黒い芯に限る）、消しゴム	商標等が印刷された鉛筆、シャープペンシル及び消しゴムは使用を認めますが、和歌・格言等が印刷されているもの、定規の機能を備えた鉛筆等は使用できません。
鉛筆削り（小型）	電動式・大型のもの・ナイフ類は使用できません。
計時機能のみの時計（小型）	辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判断しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・ストップウォッチ・大型のものは使用できません。
目薬、ハンカチ、 ティッシュペーパー	ティッシュペーパーは、袋または箱から中身だけ取り出してください。
座布団、ひざ掛け（コート類をひざ掛けとして使用する場合を含む）	使用を希望する者は、監督者に申し出て許可を得てから使用してください。
薬等	試験時間中に薬等の服用が必要な場合は、「 4 健康上、配慮を必要とする入学志願者の事前協議 」により、申請の手続きを行ってください。

これ以外の物品を使用または置いている場合には、解答を一時中断させて、試験終了まで預かることがあります。

- (4) 試験時間中に使用できないもの

上記(3)の「試験時間中に使用できるもの」以外の物品は、試験時間中に使用することはできません。かばん等にしまわず、机上（物入れ）に置いたり、身につけていたり、手に持っていると不正行為となることがあります。

「試験時間中に使用できないもの」の一例は以下のとおりです。

使用できないもの（主なもの）	留 意 事 項
情報端末、通信機能のある機器例）携帯電話、スマートフォン、タブレット、スマートウォッチやスマートグラス等のウェアラブル端末	試験室に入室する前に必ずアラームの設定を解除し、電源を切り、かばん等の中に入れ、身につけないようにしてください。 なお、試験時間中にかばん等の中で着信音やマナーモードの振動音などが発生した場合には、監督者が本人の了解を得ずにかばん等を試験室外に持ち出し、試験実施本部で当該試験時間終了まで保管します。
音の出る機能があるもの	

使用できないもの（主なもの）	留 意 事 項
定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、分度器、電卓、そろばん、下敷き、筆入れ、シャープペンシルの芯入れ（ケース）	試験時間中は使用できませんので、かばん等の中に入れ、身につけないようにしてください。
耳せん	監督者の指示等が聞き取れないことがありますので、使用できません。
イヤホン	試験時間中は使用できませんので、かばん等の中に入れ、身につけないようにしてください。
文字や地図等がプリントされている上着等（ひざ掛け、ハンカチを含む）	着用しないでください。着用している場合には、脱いでもらうことがあります。
飲食物	試験時間中は、試験室内での飲食はできません。

9 不正行為

(1) 次の不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を命じられ、それ以後の受験は認められず失格となります。また、受験した全ての教科・科目の成績は無効となります。

なお、不正行為については、警察に被害届を提出する場合があります。

<p>a) 志願票、受験票・写真票、解答用紙へ故意に虚偽の記入（志願票、受験票・写真票に本人以外の写真を使用することや、解答用紙に本人以外の受験番号を記入するなど）をすること。</p> <p>b) カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。</p> <p>c) 他の受験者に答えを教えたり、カンニングの手助けをすること。</p> <p>d) 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。</p> <p>e) 解答用紙を試験室から持ち出すこと。</p> <p>f) 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり、解答を始めること。</p> <p>g) 試験時間中に、定規、コンパス、分度器、電卓、そろばん等の補助具を使用すること。</p> <p>h) 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチやスマートグラス等のウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類を使用すること。</p> <p>i) 「解答やめ。鉛筆や消しゴムを置いて、問題冊子を閉じてください。」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり、解答を続けること。</p>
--

- (2) 上記(1)以外にも、次の行為を行うと不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と見なされた場合の取扱いは、上記(1)と同様です。

- a) 試験時間中に、定規、コンパス、分度器、電卓、そろばん等の補助具や携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチやスマートグラス等のウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類をかばん等にしまわず、身につけていたり、手に持っていること。
- b) 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- c) 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
- d) 試験場において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- e) 試験場において監督者等の指示に従わないこと。
- f) その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

10 合格者発表

学校推薦型選抜の合格者は、次の方法により発表、通知します。

なお、入学者選抜の合否に関する電話等による問い合わせには応じません。

- ① 「合格者受験番号一覧表」の掲示による発表

次の日時、掲示場所において合格者の受験番号を掲示します。

〈掲示日時〉 令和7年2月12日(水) 午前10時頃

〈掲示場所〉 本学5号館玄関前（雨天等の場合は5号館1階エントランスホール）

- ② 合否の通知

合格者には合格通知書及び入学手続書類等を速達で郵送します。併せて、推薦した高等学校長には、志願者の合否を通知します。

- ③ ホームページ掲載による参考発表

本学のホームページに合格者の受験番号を参考までに掲示します。

なお、これは参考掲示であり、前項①、②のいずれかの方法とあわせて確認してください。

《参考》 本学のホームページのアドレス <https://www.fmu.ac.jp/>

11 入学手続

- (1) 入学手続の受付は、次により行います。

期間 令和7年2月12日(水)から2月19日(水)まで（土曜日、日曜日を除く）

時間 午前9時～午後5時

場所 福島県立医科大学 教育研修支援課学生総務係（5号館1階）

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 電話 024-547-1972（直通）

(2) 入学手続

入学手続は、下記の必要書類等を上記受付場所へ持参、または「書留速達郵便」(2月19日(水)【必着】)により郵送で行ってください。

- ① 大学入学共通テスト受験票 (入学手続完了印を押印した後本人に返却します)
- ② 本学受験票
- ③ 誓約書 (押印したもの)
- ④ 住民票 (※**該当者のみ**)

「福島県の住民」に該当する者(注)は、本人及び家族の住民票を提出してください。これに該当しない者については、提出の必要はありません。

(注) 「福島県の住民」とは、本人又は本人の配偶者若しくは一親等の尊属が、本人の入学の日(令和7年4月1日)の1年前から引き続き福島県内に住所を有する者をいいます。

- ⑤ 入学手続時の納付金

合格通知書送付時に同封される所定の様式により指定の金融機関口座へ払込んでください。

(3) 注意事項

- ① 本学への入学手続を完了した者は、他の国公立大学・学部に出願していても受験することはできません。
- ② 受理した入学手続書類及び入学料は返還しません。
- ③ 合格者が入学手続完了後、当該高等学校を卒業できない場合は、入学を取り消します。
- ④ 所定の期日、時間までに入学手続を完了しないときは、入学合格者としての権利を喪失します。この場合、次項⑤の入学確約違反として取り扱います。

さらに、推薦入学辞退を許可された者(「12 入学辞退」参照)に該当する場合を除き、「13 一般選抜への出願」による出願済みの大学・学部を受験しても、その大学・学部の合格者とはなりません。

- ⑤ 入学の確約に違反した場合は、翌年度以降の当該高等学校からの推薦を受理しません。ただし、合格後において特別な事情が生じ、高等学校から推薦入学辞退願が提出され、本学が許可した場合はこの限りではありません(「12 入学辞退」参照)。
- ⑥ 提出書類等の記載事項に虚偽の記載があった場合は、入学を取り消すとともに、翌年度以降の当該高等学校からの推薦を受理しません。

12 入学辞退

学校推薦型選抜の合格者で、特別の事情により入学辞退を希望する場合は、推薦を行った高等学校長が署名・押印した推薦入学辞退願(様式任意)にその理由を記載して、令和7年2月19日(水)までに、本学学長宛に提出してください。

本学学長が、推薦入学辞退願により相当の理由であると認めた場合は、入学辞退を許可する場合があります。

なお、推薦入学辞退を許可された場合を除き、他の国公立大学・学部を受験しても入学許可は得られません。

13 一般選抜への出願

本学の学校推薦型選抜に不合格となった場合に備えて、国公立大学の前期日程、後期日程、公立大学中期日程からそれぞれ1校、合計3校まで出願することができます（ただし、大学入学共通テストの受験を要する教科・科目については、出願する大学・学部の指定するところによります）。

なお、本学の一般選抜（前期日程）に出願する場合は、別途該当する入学願書等を提出する必要があります。

14 福島県緊急医師確保修学資金

福島県立医科大学医学部に在学する者であって、将来福島県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、医師の確保を図るものです。

(1) 貸与額

貸与月額 150,000円（令和6年度実績）

希望者には、入学料相当額を加算できます。

(2) 貸与期間

入学日の属する月から卒業日の属する月までの間（正規の修業年限に相当する期間に限る）。実際の初回の貸与については、手続完了後に4月以降の数月分及び入学料相当額（希望者のみ）がまとめて指定口座に振込まれる予定です。

(3) 貸与手続

入学後に修学資金貸与に係る申請手続及び契約の締結が必要になります。

(4) 保証人

申請及び契約の際に、被貸与者と連帯して債務を負担する保証人を2人立てる必要があります。

- 保証人のうち、1人は修学資金の貸与を受けようとする者の親族（修学資金の貸与を受けようとする者が未成年である場合にあっては、親権者、未成年後見人またはこれに代わる者と知事が認めた者）
- 他の1人は成年者であって独立の生計を営み、かつ、修学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有する者

(5) 貸与条件

本学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ、医師となった後、直ちに知事が指定する県内の病院において行う臨床研修に従事した日から起算して12年（育児休業の期間は加算）を経過する日までの間で、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍（6年貸与の場合は9年）の期間、次に掲げる研修及び勤務に従事すること。なお、この条件を達成したときは、返還債務の全部が免除されます。詳細は、以下の【参考 URL】をご確認ください。

- 知事が指定する県内の病院において行う臨床研修（15ページ参照）
- 本学附属病院その他県内の病院のうち知事が認める病院で行う後期研修
- 県内の公的医療機関等の医師としての勤務

(6) その他

① 修学資金の貸与を受けた者の勤務場所は、別表「県内の公的医療機関等一覧」(15ページ参照)の中から福島県地域医療対策協議会における協議を踏まえて県が決定します。

なお、勤務期間のうち1年以内は、同表の★が付されている医療機関に週1日以上診療応援を行うこととなります。

② 福島県緊急医師確保修学資金貸与制度の改正が行われた場合には、改正後の内容を適用します。

問い合わせ先：福島県地域医療支援センター 電話 024-547-1711 (直通)

【参考 URL】

- 福島県緊急医師確保修学資金貸与制度 (福島県地域医療支援センターのページ)

<https://fmu-rmsc.jp/want/>

- 福島県緊急医師確保修学資金貸与条例・同規則 (Reiki-Base 検索システム：ログイン→用語検索)

<https://krk400.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>

15 入学試験結果の提供

令和7年度入学者選抜試験結果について、受験者本人の申出により閲覧ができます。

(1) 受付方法

受験者本人が大学入学共通テスト受験票及び本学受験票を、下記(4)の提供窓口へ提示してください。

(2) 提供内容

- 入学願書 (調査書を除く)
- 大学入学共通テスト成績の科目別素点数、合計素点数 (本学が指定した科目に限る)
- 推薦入学者選抜試験成績の科目別点数、合計点数
- 面接成績
- 合否判定基準
- 合否判定結果

(3) 受付期間、受付時間

令和7年4月16日(水)から5月15日(木)の午前9時から午後5時までの間 (土曜日、日曜日、祝日を除く)

(4) 提供窓口、提供場所

福島県立医科大学 教育研修支援課入試係 (5号館2階)

16 個人情報の取扱について

個人情報の取扱については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、以下のとおり行います。

(1) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報は、①入学者選抜 (出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用します。

- (2) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の入学者選抜方法等の検討資料の作成のために利用します。
- (3) 国公立大学の分離分割方式による合格及び追加合格決定業務を円滑に行うため、受験者の氏名、高等学校コード及び大学入学共通テストの受験番号に限って、合否及び入学手続等に関する情報を、独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に送付します。
- (4) 出願に当たって知り得た個人情報、入学試験成績は、入学者についてのみ、①教務関係、②学生支援関係（授業料免除・修学資金申請等）、③授業料徴収に関する業務を行うために利用します。
- (5) 出願に当たって知り得た氏名、住所は、入学手続を完了した者についてのみ、本学同窓会及び後援会からの連絡に使用します。

17 その他

受験に際して宿泊の斡旋は行いませんので、宿泊を希望する者は各自旅館等へ直接申し込んでください。

福島市旅館ホテル協同組合 〒960-8044 福島県福島市早稲町7-9

電話 024-522-9528（午前10時から午後4時まで）

ホームページアドレス <https://www.fukushima-yado.com>

知事が指定する県内の臨床研修病院一覧

方 部	医 療 機 関 名
県 北	公立大学法人福島県立医科大学附属病院（福島市） 一般財団法人大原記念財団大原総合病院（福島市） 医療生協わたり病院（福島市） 福島赤十字病院（福島市） 済生会福島総合病院（福島市） 公立藤田総合病院（国見町）
県 中	一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院（郡山市） 公益財団法人星総合病院（郡山市） 一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院（郡山市） 公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院（郡山市） 公立岩瀬病院（須賀川市）
県 南	福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院（白河市）
会 津	一般財団法人竹田健康財団竹田総合病院（会津若松市） 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院（会津若松市） 一般財団法人温知会会津中央病院（会津若松市）
相 双	公立相馬総合病院（相馬市） 南相馬市立総合病院（南相馬市）
いわき	いわき市医療センター（いわき市） 独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院（いわき市） 公益財団法人ときわ会常磐病院（いわき市）

※令和6年度に指定された病院の一覧であり、令和7年度に臨床研修を開始する研修医に適用されます。当該指定は毎年度実施されます。

県内の公的医療機関等一覧

方 部	医 療 機 関 名
県 北	公立大学法人福島県立医科大学附属病院（福島市） 済生会福島総合病院（福島市） 福島赤十字病院（福島市） 二本松市岩代国保診療所（二本松市）★ 独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院（二本松市） 本宮市国保白岩診療所（本宮市）★ 公立藤田総合病院（国見町） 川俣町国保山木屋診療所（川俣町）★ 済生会川俣病院（川俣町） 福島県県北保健所（福島市） 福島県立医科大学健康増進センター（福島市） 福島県保健福祉部（福島市） 福島市保健所（福島市）

方 部	医 療 機 関 名
県 中	福島県総合療育センター（郡山市） 郡山市医療介護病院（郡山市） 公立岩瀬病院（須賀川市） 独立行政法人国立病院機構福島病院（須賀川市） たむら市民病院（田村市） 田村市立都路診療所（田村市）★ 天栄村国保診療所（天栄村）★ 三春町立三春病院（三春町） 公立小野町地方総合病院（小野町） 郡山市保健所（郡山市） 福島県県中保健所（須賀川市）
県 南	福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院（白河市） 泉崎南東北診療所（泉崎村）★ 福島県立ふくしま医療センターこころの杜（矢吹町） 福島県厚生農業協同組合連合会塙厚生病院（塙町） 鮫川村国保診療所（鮫川村）★ 福島県県南保健所（白河市）
会 津	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院（会津若松市） 喜多方市地域・家庭医療センター（喜多方市）★ 南東北桧原診療所（北塩原村）★ 南東北裏磐梯診療所（北塩原村）★ 西会津町国保群岡診療所（西会津町）★ 西会津町国保新郷診療所（西会津町）★ 西会津町国保西会津診療所（西会津町）★ 西会津町国保奥川診療所（西会津町）★ 磐梯町医療センター（磐梯町）★ 猪苗代町立猪苗代病院（猪苗代町） 福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生総合病院（会津坂下町） 柳津町国保診療所（柳津町）★ 柳津町国保診療所西山出張所（柳津町）★ 福島県立宮下病院（三島町）★ 金山町国保診療所（金山町）★ 金山町国保診療所沼沢出張診療所（金山町）★ 金山町国保診療所横田出張診療所（金山町）★ 昭和村国保診療所（昭和村）★ 福島県厚生農業協同組合連合会高田厚生病院（会津美里町） 福島県会津保健所（会津若松市）
南会津	檜枝岐診療所（檜枝岐村）★ 只見町国保朝日診療所（只見町）★ 福島県立南会津病院（南会津町）★ 福島県南会津保健所（南会津町）

方 部	医 療 機 関 名
相 双	公立相馬総合病院（相馬市） 南相馬市立総合病院（南相馬市） 南相馬市立小高病院（南相馬市） 福島県厚生農業協同組合連合会鹿島厚生病院（南相馬市） 川内村国保診療所（川内村）★ 福島県立大野病院（大熊町） ふたば医療センター附属病院（富岡町） ふたば医療センター附属ふたば復興診療所（楡葉町） 福島県厚生農業協同組合連合会双葉厚生病院（双葉町） 浪江町国保浪江診療所（浪江町）★ 浪江町国保津島診療所（浪江町）★ いいたてクリニック（飯舘村）★ 福島県相双保健所（南相馬市） 葛尾村診療所（葛尾村）★
いわき	いわき市医療センター（いわき市） いわき市国保田人診療所（いわき市）★ 独立行政法人国立病院機構いわき病院（いわき市） 独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院（いわき市） いわき市保健所（いわき市）

※東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所事故等により現在閉鎖中の医療機関があります。

★国民健康保険直営診療所、市町村立診療所またはへき地医療拠点病院等

